

財団法人 社会教育協会寄附行為

第一章 総 則

- 第1条 この法人は、財団法人社会教育協会と称する。
- 第2条 この法人は、事務所を東京都日野市多摩平一丁目二番二十六号シンデレラビル3階に置く。

第二章 目的及び事業

- 第3条 この法人は、我が国社会教育運動の推進機関として、社会教育の振興普及を図ることを目的とする。
- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 社会教育に関する研究調査ならびに指導者の育成
 2. 機関誌及び図書の刊行
 3. 講演会及び講習会の開催
 4. 社会教育研究所及び社会教育図書館の維持経営
 5. 社会教育（青少年教育）センターの維持経営
 6. その他前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 資産及び会計

- 第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。
1. 別紙財産目録記載の財産
 2. 資産から生ずる収入
 3. 事業に伴う収入
 4. 会 費
 5. 寄附金品
 6. その他の収入
- 第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。
基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
運用財産は基本財産以外の資産とする。
- 第7条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は、定期郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。
- 第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けてその一部に限りこれらの処分をすることができる。
- 第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる収入、会費、寄

附金、及び事業に伴う収入等運用財産をもって支弁する。

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第11条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後三ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。

この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

第12条 この法人が借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は、権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第四章 役員、評議員及び職員

第15条 この法人には次の役員を置く。

1. 理事十名以上十五名以内（うち理事長一名）
2. 監事一名以上三名以内

第16条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任する。理事は、互選で理事長1名を定める。また、専務理事1名、常務理事2名を定めることができる。

特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の三分の一を超えてはならない。

理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第17条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事がその職務を代理し、又はその職務を代行する。

専務理事は理事長を補佐して事務を掌理する。

常務理事は理事会の議決に基き日常の事務に従事する。

理事は、理事会を組織し、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

1. 法人の財産の状況を監査すること。
2. 理事の業務執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

4. 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

第19条 この法人の役員の任期は二年とし、再任を妨げない。

補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第20条 役員が次の各号の1に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々四分の三以上の議決により理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第21条 役員は、有給とすることができる。役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第22条 この法人には評議員十五名以上二十名以内をおく。

評議員は、この法人の会員又は学識経験者のうちから理事会でこれを選出し、理事長がこれを委嘱する。

特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の三分之一を超えてはならない。

評議員は、役員を兼ねることはできない。

評議員には、前3条の規定を準用する。この場合には同条の規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第23条 評議員は評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

第24条 この法人の事務を処理するため事務局及び必要な職員を置く。

事務職員に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

職員は、理事長が任免し、有給とする。

第五章 会長副会長及び顧問

第25条 この法人には、会長及び副会長を置く。

会長及び副会長は、理事会の議決を経て推挙し、名誉職とする。

この法人には、顧問若干名を置くことができる。

顧問は、この法人に功労のあった者及び学識経験者のうちから理事会が委嘱する。

第六章 会 議

第26条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めた場合、又

は理事現在数三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から二十日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

理事会の議長は理事長とする。

第 27 条 理事会は、理事現在数の半数以上出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決とするところによる。

第 28 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

1. 事業計画及び収支予算に関する事項
2. 事業報告及び決算に関する事項
3. 基本財産についての事項
4. 長期借入金についての事項
5. 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
6. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

第 2 条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前 2 条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第 29 条 すべて会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第七章 賛助員

第 30 条 この法人の目的に賛同し、事業を後援するものを賛助員とする。

賛助員に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第八章 寄附行為の変更ならびに解散

第 31 条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の四分の三以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第 32 条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の四分の三以上を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第 33 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々四分の三以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けてこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第九章 雑 則

第 34 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

1. 寄附行為
2. 役員及びその他の職員名簿及び履歴書
3. 財産目録
4. 資産台帳及び負債台帳
5. 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
6. 理事会及び評議員会の議事に関する書類
7. 官公署往復書簡
8. 収支予算書及び事業計画書
9. 収支計算書及び事業報告書
10. 貸借対照表
11. 正味財産増減計算書
12. その必要な書類及び帳簿

前項第 1 号から第 4 号までの書類、同項第 6 号の書類及び同項第 8 号から第 11 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は十年以上、同項第 7 号及び第 12 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

第 1 項第 1 号、第 3 号及び第八号から第 11 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般に閲覧に供するものとする。

第 35 条 この寄附行為施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。以上

(平成十八年十月二十六日印行)